

教育学における養護の位置づけに関する考察

——明治期を中心に——

森 脇 裕美子

はじめに

「養護教諭は、児童の養護をつかさどる。」昭和22年に施行された学校教育法に、このように定められた。養護教諭がつかさどる「養護」については、現在、「養護學」の確立に向けて研究が続けられている。「養護」を巡っては、過去には、かつては養護教育とも呼ばれた特別支援教育や現在は社会的養護と呼ばれるようになった児童福祉領域における養護との社会的な認識の区別を巡って、混乱の続いた時期もあった。

「養護」という言葉は、「養性」「養育」とともに、古くは1597年発行の字引「易林本節用集」に見られ¹⁾、当時から「養護」が用いられていたことが判る。明治初期には、「疾病養護法」のように人間に對して使われる外、樹木や磁石に對して「養護」という言葉が用いた例がみられる²⁻⁴⁾。

現在における「養護」の意味を辞典で調べると、以下のように書かれている⁵⁾。

- ①特に保護を加えながら成長を助けること。
- ②(教)児童の心身の成熟の程度に応じ、これを保護しその成長・発展を促進すること。
- ③心身の健康状態や社会条件によって不利な状況にある者を保護し世話をすること。

この解釈によると、「養護」は主として人を対象としており、特に教育との関係においては、子どもの成長、発育発達を保護し支える活動を表す言葉と捉えられているといえる。日本養護教諭教育学会は、「養護とは、養護教諭の職務として学校教育法第37条第12項において『養護教諭は、児童の養護をつかさどる』と規定されている言葉であり、児童生徒等の心身の健康の保持（健康管理）と増進（健康教育）によって、発育・発達の支援を行う全ての教育活動を意味している」と定義している⁶⁾。

今日、養護教諭がつかさどる「養護」については、明治期から昭和初期の教

育学において教育方法の三部門或いは教育の三作用とされた「教授・訓練・養護」のうちの「養護」との関係で語られることがある。特に昭和16年に「国民学校令」において、国民学校には養護訓導を置くこと（第15条）、養護訓導は学校長の命を受け児童の養護を掌る（第16条）こととされたことは、「国民学校令施行規則」の「第一条 四 心身ヲ一体トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避ケベシ」の条項と併せ、養護教諭が教育職員であることを示したものと語られる。しかし、この条項は、養護訓導だけでなく、国民学校の教育に対して求められたことであり、養護訓導が掌る「養護」との関係は明らかではない。

現在、保育所保育においては「保育と養護を一体として」といわれ、「保育」と「養護」の双方が保育内容に位置づけられている⁷⁾。しかし、学校教育の教育内容・方法との関係で「養護」という語は用いられておらず、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の総則の中で「養護」について述べられているのみである⁸⁾。

そこで、「養護」が教育方法の一部門として位置づけられたとされる明治期に、我が国においてどのような経緯で「養護」が学校教育活動の教育方法の一つに位置づけられていたのか、その当時「養護」がどのように考えられていたのかについて、史料を調査した。

なお、史料の文体は、言葉遣いはそのまま用いるが、旧字体は現代の字体に、カタカナ文はひらがな文に直して表記することとする。

1. 明治初期の教育方法の考え方：三育思想

—ヘルバート学派教育学導入以前

明治維新期、文明開化と共に教育の近代化、洋学化が課題とされ、欧米の教育制度や教育方法が研究、紹介された⁹⁾。明治4年に設置された文部省は、多数の欧米、特に米・英・独・仏・蘭の教育書を翻訳し、紹介した。中でも、米国の影響は大きかったとされる。学制の実施に当たって急務となった小学校教師の養成では、明治5年に東京に創設された師範学校教師として米国人のスコットを招聘し、米国の小学校における教育方法を中心に教員養成が行われた。明治6年には米国人のダビッド・モルレーが文部省顧問に着任し、教育行政に参与した^{10) 11)}。また、明治初期の教育に関する留学生の多くは米国に派遣された。そのような中で、我が国の教育方法として「智育・德育・体育」からなる三育思想の考え方を取り入れられた。

明治8年から米国に留学した伊澤修二は、明治15年、当時日本人によって書

かれた最初の教育学書といわれる「教育学」を出版した¹²⁾。「教育とは人の心力と体力とを育成し其諸力を正道に応用するの才能を得せしむるの謂ひにして即ち完全なる人物を養成するの術なり」とし、その術「智育・德育・体育」について以下のように述べている¹³⁾。

精神上の教育即ち心力を育成するは心理学の論する所にして其目的たるや各種の心力発育の方法秩序等を窮むるにあるなり

精神上の教育は通常分かちて二とす専ら智心の教養に関するもの之を智育と云ひ専ら徳性の教養に関するもの之を德育と云ふ

身体上の教育即ち体力を育成するは体育学の専科に属する所にして其目的たるや支体を發育し器機を完成し以て精神の含る所の家屋即ち身体を強健にして心力発達の基を為すにあり

そのうち体育の方法には「食物、住居、衣服、運動、静息」があるとして、詳述している。なお、その智育論に関しては、開発主義教授法を紹介している。

また、後にヘルバート学派のラインの教育書である「萊因氏教育学」を訳註する能勢栄は、明治22年、我が国の「教育界に教育学体系の見本を提供した」とされる「教育学」を著した¹⁴⁾。能勢は明治3年から9年まで米国に留学、明治19-22年には文部書記官を務めた¹⁵⁾。「当時教育学説を組織的に取り扱い得る隨一の学者」で、米英の教育学を広く研究し、体系化し、本著書を著したとされる¹⁶⁾。能勢は、この著書の中で、教育の方便を智育、德育、体育の3つとすると説明した（表1）¹⁷⁾。

そのうち体育について、「体育が目的とする処は身体の成長とその強健とを進むるにあ」り、その方便は「食物の種類、分量、質質、飲食の方法、衣服の種類、染色、家屋の形様、学校の位置、地形等是れなり。」「倘又身体の強健を増すの方便として運動の種類、方法是れなり」と述べている。そして、これら

表1 能勢による「智育・德育・体育」

智育	智育は心の諸能力を發育成長せしむると共に、実用の知識を受納蓄積せしむるを以て其の本然とす。
德育	德育は一個人、並に一個人と他人との間に存立する関係を推度し、此れに拠りて人たるもの、行為の上に生ずる善惡、正邪の差別、因果を講究して道徳心を涵養し、行為を督制し、実際に邪を避け、正を行はしむるを以て本旨とす。
体育	体育は体系諸部の發達を十分ならしめ、之れを常に強健活発、能く勤労に堪ふるものたらしむるにあり。

の方法を誤りなく実施するために、教師は生理学を学び衛生法を知らなければならぬ、体育に生理学が必要となることは智育に心理学が必要なのと同じであるとした¹⁸⁾。なお、体育論については、「人の身体の組織」、「食物」、「衣服」、「校舎」、「運動」、「休息」、「学校病」、「救急法」の各章を設け、68ページにわたり論述している¹⁹⁾。

教育方法を「智育・德育・体育」の三つに区分する方法は、明治20年代になりヘルバート学派教育学が導入されると、「管理・教授・訓練」、後には「教授・訓練・養護」の三部門から語られるようになったとされている。

2. ヘルバート学派教育学の導入－教育学の体系化と教育方法の三区分

現在養護教諭養成に用いられている教科書のいくつかに、「養護」を教育方法の一つに位置づけたのはヘルバート学派であると書かれている。ヘルバート学派の学者であるリンドネルやラインの教育学書において、教育方法についての記述の中で「養護」・「身体養護」が挙げられたとされている^{20) 21)}。そこでまず、ヘルバート学派教育学についてみる。

ヘルバート（1776–1841）はドイツの教育学者で、教育学を学問として体系化したことで知られる。教育の目的を哲学（倫理学）、教育の方法を心理学に基づいて、教育理論を体系化した。ヘルバートの教育理論を展開するヘルバート学派教育学は、ドイツ、オーストリアなどで広く普及した。ヘルバートの教育学説は、徳性の涵養を教育目的としたこと、教育理論を体系づけたこと、教授過程を明確に定式化したことなどにより、我が国でも大いに受け入れられたという。ヘルバート学派の学者には、ヘルバートの他、ケルン、リンドネル、ライン、ツィラーなどがいる²²⁾。

また、ヘルバート学派教育学が我が国で広く受け入れられた背景には、我が国の教育界が直面していた社会状況もあったとされる。ヘルバート学派教育学が本格的に導入された明治20年頃は、明治22年の大日本帝国憲法の公布に向けて、ドイツ（プロイセン）型の政治・軍事の制度、体制等を取り入れようとした時期であり、教育もまた同様であった。また、国民道徳の強化を目指して德育の振興を重視する国民教育が求められていた。この時期はまた、明治10年代に米英から導入され普及しつつあった開発主義教育が、その理解が形式的であったことや自由主義的な考え方への批判等により行き詰まりをみせていた。ヘルバート学派教育学の導入の背景には、そのような時代の要求があったとされる^{23) 24)}。

明治20年、政府の要請を受け、東京帝国大学文科大学の教師として、ドイツからハウスクネヒトが招聘された。ハウスクネヒトが選ばれたのは、日本政府が実際に役立つ教育学を求めたからだという。ハウスクネヒトは、帝国大学において、当時ドイツで影響を広めていたヘルバート学派教育学に基づく講義を行った。普通講義にはケルンの、実習にはラインのテキストを用いたといわれる²⁵⁾。この時ハウスクネヒトに学んだ学者に、谷本富、湯原元一、稻垣末松、大瀬甚太郎等がいる²⁶⁾。

ハウスクネヒトは明治23年に任期を終えると帰国したが、その門下生である谷本、湯原等や、ドイツ留学から帰国した湯本武比古等がヘルバート学派教育学の教育書を訳出し、紹介している。また同時期、高等師範学校においては、ドイツ留学から帰国した野尻精一等により、プロイセン体制下のドイツ公教育の教授理論であったツィラーやライン等のヘルバート学派教育学が導入されたという²⁷⁾。

このようにして導入されたヘルバート学派教育学は、明治23年に教育勅語が発布され、国民道徳が重視される社会的背景にあって、「その組織的体系性と五道念の説・品性陶冶説などが道徳性を志向するわが国の状況に魅力を与え」、広く受け入れられたという。ヘルバートが教育目的として示した「内面的自由」、「完全」、「好意」、「正義」、「公平」の5つの理念、五道念は、教育勅語の德目との合理的な解釈がなされたといわれる²⁸⁾。

徳性の涵養を教育目的とするヘルバートは、教育の対象を心意面のみにおき、その教育方法の三部門として、「Regierung・Unterricht・Zucht：監護（管理）・教授・訓練」を挙げた^{29) 30)}。なお、これらの語の邦訳は、今日では「管理・教授・訓練」とされているが、当時は「教授」を除いて訳語が一定しておらず、「Regierung」についても訳者により、「管理」、「監護」、「看護」などが充てられた。

ヘルバート学派教育学における教育方法の三部門「管理（監護）・教授・訓練」の内容について、当時最もよく読まれたとされる「倫氏教育論」にみる（表2）³¹⁾。それによると、「管理」は教育者の指導に子どもに従順に従わせるものであり、「豫め児童の欲望を制押し、之をして、教育の影響を受けし務るが故に、彼は教育に対して、極めて必要な準備の位置にいる」、即ち教授・訓練が効果的に進められるようになるという。その「教育的管理の使用する教育手段は、即ち彼の非拒、強制、命令、禁令、脅迫及び懲罰」があり、さらに「監視」、「課事」、「練習」、「慣習」も「管理の範疇に属すべきもの」であるとしている。従って、「管理」は「眞成の教育」とはいえないのだが、最初はどのような形で教師

の意志に服従させられるのであっても、学校の秩序が守られるのであれば教育の範囲に置く必要があるとされた³²⁾。

我が国の学校教育に関しては、明治初期より「学校管理法」が示されていて^{33) 34)}。それらの内容と比べると、ヘルバート学派教育学における「管理」の範囲は狭く、児童生徒の管理、中でも児童・生徒指導に該当すると思われる。

表2 ヘルバート教育学の「管理・教授・訓練」の考え方（「倫氏教育学」より）

管理 (監護、教導、看護)	管理の目的とする処は、教授又は教育の安寧を保護し、生徒をして、共同の秩序に従い、静坐、肅黙、勉勵、精確、礼儀等、所謂間接道德の習慣を養成せしむるにあり（教育的警察）
教授	教授の目的は、生徒の表象界と其意見とを啓発し、之をして、高等なる真善真美に対する興味を起こさしめ、終にこの興味の媒介によりて、高尚な品性を陶冶するに至らしむるにあり（教育的教授）
訓練	訓練は、即ち直接に生徒の意志を制して、品性陶冶の目的に達するものなるが故に一方に於ては、管理の及ばざる所、他の一方に於ては、教授の及ばざる所を補充するものなり（狭義の教育）

* 「新編実用教育学 第四版」の「第三章 ヘルバート教育学の梗概」には、管理（監護）の手段には、「威嚇、監視、威厳、愛慕、懲罰、課業、命令」が挙げられている³⁵⁾。

ヘルバート学派のケルンは、「監護の方法」に「身体の養育」、「業務」、「監視」、「罰の恐懼」、「命令」、「威信」、「親愛」、「処罰」を挙げた。そのうち「身体の養育」は「養護」との関係が考えられるためみてみる。ケルンは、児童の身体の健康の保持増進は医学が定めた原則に従うしかなく教育学の一部である監護論で述べる必要はないしながらも、子どもが服従できるようにするために、運動や栄養等の面で子どもの身体面に注意を払うべきであるとした。また、呼吸する空気や光線、衣服や睡眠、身体の清潔についても触れている。さらに、教授や訓練による疲労への配慮や、体操や歌唱などの活動により身体機能を積極に使うこと等、身体の保育について教授が監護を助ける方法があるとした³⁶⁾。

ケルンのこの説は、子ども（被教育者）が教師に従い、秩序をもって教授、訓練に向き合うためには、生理的欲求についても一定程度満たされることの重要性を認識したものであることが推測される。このことが即教育方法の一部門としての「養護」につながっていくものとみることはできないが、教師による教育活動の極一部であっても、子どもの身体面へに配慮する必要性が考えられ

ていたことがうかがえる。

我が国の教育学の組織化・体系化において、ヘルバートの教育学説の立て方は大きな影響を与えたとされている。しかし、教育の目的を道徳教育におき、知・情・意を教育の対象としたヘルバートは、教育方法もその範囲でしか研究しなかった。ヘルバート自身を含め、ヘルバート学派の理論は、教授・訓練を受け、それを体現するところである身体の健康、発達を重視していたものの、教育方法の三部門の内の一つとして「養護」が挙げられる余地はなかったと考えられる。

しかし、後には、教育方法の一つとはしないまでも、ヘルバート学派の中でも教師による身体面への配慮の必要性が語られるようになる。

3. ヘルバート学派教育学による「養護学」の位置づけ

3. 1. 欧州のヘルバート学派教育学における「養護」・「身体養護」

1) リンドネル（1828–1887）の教育学（フリヨーリヒ増補）

ヘルバート学派の著書では、明治26年に出版された「倫氏教育学」に、第1部「体育論」第2篇「人体の養護及びその養成」とある中に「養護」の語がみられる³⁷⁾。リンドネルはヘルバートの教育学説を引き、知・情・意を対象とし、「管理・教授・訓練」を教育方法の三部門とした。

本教育書は、リンドネルが死去した後、フリヨーリヒが改訂を引き継いだものである。フリヨーリヒは、ヘルバート学派の教育理論の欠点を補うとして、第1部に「体育論」を加えた³⁸⁾。その冒頭、教育の主要部である心育を論ずる前にその基礎である体育について簡単なる説明する必要があるとして、「身体を養護して、其発達を計るの必要なる所以は、…身体は獨り心意の使役に供すべき僕隸なるのみならず、實に之が指導に任する案内者なればなり」と述べた³⁹⁾。

同書を稻垣末松が訳述した「麟氏普通教育学」の緒言には、フリヨーリヒが記した序文の大意が紹介されている⁴⁰⁾。そこには「…教育者は唯此等（被教育者の）能力、稟性を喚醒興奮し之に好良なる影響を加ふる養護者、指導者たるに過ぎず、…」と述べられ、フリヨーリヒが教育者を指導者だけでなく養護者でもあると考えていたことがわかる。また、フリヨーリヒはリンドネルの学説に体育論を加筆した理由について、「殊に今日精神の訓練は甚だしく身体に影響を及ぼし国民の氣力を著しく減耗したるの時勢に於ては豈体育を注意せずして応当なる療癒を得べんや」、そのため身体の養護は必ずや教育学の一部分

を構成しなければならないとした。

フリヨーリヒは身体の養護を重視して、リンドネルの著書に「体育論」を加え、教育学の中で論じたが、この時点ではまだ、体育や身体養護は教育方法の一部門としては考えられていない。しかし、体育の方法として養護・身体養護が考えられていたことが判る。

2) ライン (1847-1929) の教育学

ラインは、教育方法を大きく2つ、教授論（学）と教導論（学）に分けた。明治28年に出された「萊因氏教育学」には、「第二篇 教育の方法の理論…（方法学）」の中に、教育の最上の目的に向かって児童を発達させるために教育者に与えられた方法には訓練と教授の二つがあると述べている。「教授の特性は教師と生徒がともに第三の客観物に関係することにして訓練は直接に生徒に待することとなり。故に生徒の品性を陶冶する事業は訓練に属するなり」とした⁴¹⁾。ラインは、ヘルバートと同じく、教育の目的は道徳的品性を強固にすることにあり、それは「其の人と為りが間断なく其の実際の執意を意志の理想上の活動に専心一致せしめ得るに及びて初めて到達するを得る」、そのために道徳的訓練と教授が平等に適合されることが求められた⁴²⁾。そのうえで、教育方法学を表3のように体系づけた⁴³⁾。なお、同著は一度英訳されたものを邦訳したものであり、ドイツ語の原著から訳されたものに「ラインの教育学原理」（明治29年）があるので併記しておく⁴⁴⁾。

表3 ラインによる教育学の分類

「萊因氏教育学」 方法学（I）教授の理論 （II）教導の理論	（イ）教授通論 （ロ）教授各論 （イ）道徳訓練の理論 （ロ）管理の理論	「ラインの教育学原理」 法方学 一、教授学 甲、教授汎論 乙、教授各論 二、教導学 甲、訓練学 乙、管理学
--------------------------------------	--	---

ラインは「教導を（一）訓練の理論（道徳訓練）と（二）管理の理論との二つに区分す」とした。管理とは外部の教導であり、現在を規制し、「殊に外面の秩序、即善く整理せる社会。故にまた学校社会に於て要するが如き秩序を成就せしむる」もの、訓練は内部の教導であり、未来を期するものであり、「児童の性質の上に効果を生じ品性の構造の準備を為すを目的とする」とした⁴⁵⁾。

一方で、「萊因氏教育学」と「ラインの教育学原理」のどちらも、目次をみると、それぞれ教導論（学）の章は「一、訓練論」・「二、児童の管理」・「三、体

育論」、「第一節 訓練学」・「第二節 児童管理学」・「身体養護」の3節から構成されている^{46) 47)}。「体育論」、「身体養護」と訳語は異なるが、教育方法である教導学の一領域に身体面への配慮が求められたことが推察される。

「ラインの教育学原理」に示された「身体養護」の項をみると、「教育者が処すべき外部的手数に、尚ほ殊に属する者は、即ち児童の身体的養護なり。鞏固なる習慣、鞏固なる道義の養成せられたる時は、則ち管理の手数は漸次に退却すべきものなりと雖も、身体的発生、及び成長に対する注意は、決して尚ほ等閑せらるべきからざるのみならず、寧ろ看守的の目を有する、忠実なる随伴者として、児童の発達に随伴せざるべきからざるものなり。」とある⁴⁸⁾。ラインは、身体的養護については、教育の期間中継続して管理すべきである考えたようである。「ラインの教育学原理」には、巻末にラインの教育学の体系を整理したものが載せられているが、そこからも身体養護を教育方法の一部門である「管理」の対象と考えられていたことが読み取れる（図1）⁴⁹⁾。

2、教導。
甲、訓練。
学校生活。——旅行。——勤務。——祝祭。——
神事。——生徒人物。
乙、管理。
子、營務。——監督。罰。
丑、身体養護

図1 「ラインの教育学原理」より

ラインは、「生徒に関する公共衛生を、殊に学校衛生、又は学校健全学と称す。学校衛生は、疾病の治療を論すべきものにあらず、寧ろ、單に之が豫防を講ずべきのみ」ではあるが、たとえ教授と訓練によって教育の目的である道徳性が涵養されても、その心意による行為を実施する身体が健全に発達していかなければ行動できない。だから、教育の効果を出すためには身体を養護し、発達させることが大切であるとした。その内容には、栄養、生活方法、衣服等の学校衛生について教授することによって疾病を予防することと、解剖学、生理学に基づく体操法（「萊因氏教育学」によると、自由運動、唱歌・音楽等も含まれる）があり、教師はこれらの科学について理解しておかなければならないとした⁵⁰⁾。

なお、ドイツ留学中にラインの指導を受けた波多野貞之助は、「教育学書解説」（明治34年）を著し、ラインの教育学を解説した。それによると、ラインは教育の方便を教授学及び教導学としたのは前述の通りだが、そのうち教導学を「管

理と訓練と衛生」の三区分としたとされている⁵¹⁾（波多野が示したラインの教育学全区分は図2の通り⁵²⁾）。

この「衛生」の部分が本文中の「身体的養護」に当たるようだが、波多野は、別にラインの意見として挙げることもないと解説を略している。管理には2ページ強、訓練には約6ページを費やしているが、身体的養護については「博士は今日の国民を養成しようと云ふには、充分に其身体の強健を計らなければならぬことを、熱心に主張され、教育者は生理学、衛生学の助けを振りて、此等に必要な知識をもつて居らなければならぬことを述べて居らるゝ」とのみ

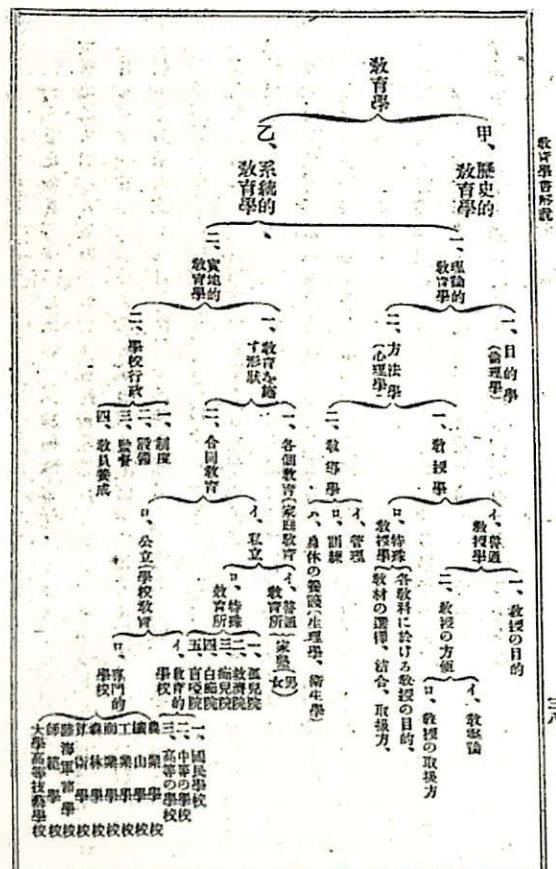


図2 ラインの教育学全般の区分（波多野貞之助による）

述べた⁵³⁾。波多野によるとラインは「教導学」の中で「管理」、「訓練」と「身体の養護」を並べて挙げたということだが、やはり教育方法の一部門に「養護学」を位置づけるには至っていなかったと考えられる。

3. 2. 日本人の学者によるヘルバート教育学の展開における「養護」

1) 大瀬甚太郎「教育学」(明治24年)

明治初期から明治30年代前半頃までに出版された教育書は、欧米諸国の学者による著書を翻訳し紹介するものが中心であった。明治初期から明治20年頃までは米・英・仏等の、明治20年代にはヘルバート学派の学者による教育書が多く翻訳された。日本人の学者が教育書を著述するようになるのは、主に明治30年代後半からである。そのような中でも明治24年という早い時期に、ハウスクネヒトに学んだ学者の一人である大瀬甚太郎が「学理を究めず実際のみに依るか、或は西洋の教育の方法を直要するは大なる危険を生ずる場合無しとせず」とし、ドイツの学者の諸説を分析、参考し、自らの教育書「教育学」を著した⁵⁴⁾。

大瀬は、教育最終目的とその達成に必要な特別の目的を3つ挙げ(表4)、それぞれの目的を達成するための特別の方便として「養育、訓練、教授」の3つを挙げた。そのうち「養育」について次のように説明した。その内容は、後に「養護」と称されるものと重なる部分がある⁵⁵⁾。

(一) 養育 養育は自然の発育を増進せしむるの方便なり、故に養育は自

表4 大瀬甚太郎「教育学」における教育の目的

教育の目的	教育の目的は衆人を率ひて自働自裁し他人の強化を受けずして能く人生の目的に達し得可き位置へ導くに在り、 ※人生の目的：人間最終の目的は之を三点に求む可し、内心の自由を得る事、他人との関係其宜しきを得る、社会全体の利益を満足しむる、
特別の目的	(一) …精神を以て一活力となさんとするには其の発育の基礎を整全す可きは勿論にして教育は小児の自然の発育に利あるものは勉めて之を保持し障害あるものは成る可く遠ざけ以て其の完全を計る可きなり。
	(二) …教育は教育者の発達したる精神を以て小児の幼弱なる精神を補ひ一日も道徳的の薫習を怠らず常に小児の生活を規制し道徳心の発達に適したるものとなす可きなり。
	(三) …教育は漸次に小児の知識を開発し人生の目的を知らせしめ其の為にす可きことを覺らしめ且其意思を強確に覺知したる所を実行するに足らしむ可きなり、…

然の勢力を補助し小児の発育に有害の勢力を及ぼす可きものは之を退治し利あるものは之を保護し健全自由なる精神の発生す可き基礎を鞏固するものなり、吾人は今養育を分て身体上及び精神上の二に区別す、身体上の養育の方便は飲食、衣服、運動等にして教育者は此の諸点に注意して以て幼者の身体を健全ならしむ可し、神精上養育の方便は外界の諸物、顕象、人類、事業等にして教育者は是等のものを整理して幼者の感覺を銳敏にし意志の発育を正実ならしむ可し。

ここには、身体面の養育、保護のほか、幼児教育のような内容も含まれているが、教育方法の三部門の一つに「養護」を主要な内容とするものを示した初期のものとみることができる。大瀬は、ハウスクネヒトにヘルバート学派教育学を学んだ者であるが、ヘルバート学派の考え方をそのままに受け取るのではなく、我が国の社会状況を踏まえて体育を精神的教育と並んで重視し、我が国の教育学を探究したことがうかがえる。

2) 湯本武比古「新編教育学」(明治27年)

「ラインの教育学」を翻訳した湯本は、その2年前に「新編教育学」を著している。その中で、「教育の目的物は児童なり、即ち其の身体及び心意」であり、身体の健全な発達を進め、助けるのは「身体の教育即ち体育」の課題であると述べた⁵⁶⁾。そして、「身体的発達の養護殊に学校衛生」の一章を設けて論じた⁵⁷⁾。

湯本は「養護の目的は、身体的発達の扶助と、亢進とにあり」、この目的の達成はさらに「教育の最終目的を達せんことに、留意せざるべからず」と、教育の最終目的につながるものとして「養護」を捉えていた。このような「教育的養護の方便」には、有害な事物を禁止し遠ざけることによる消極的養護と、必須で欠かすことのできない事物を与える積極的養護があるとした。その「養護すべき主要の事項は、栄養、呼吸、運動及び姿勢、睡眠、神経系統及び諸覚官、衣服並びに身体の鍛錬に関するもの」とした。その方法については以下のように述べており、ヘルバート学派の「管理」と共通するところがあるように思われる。

養護の作用は、通常、許可と非拒との形に於てせらるゝものなり。養護をして、真誠教育的たらしめんと欲せば、児童を馴致して、その体機に相応したる、生活的秩序を得しめざるべからず。凡そ養護方便を用ヰるの際、舐犢の愛により、児童に弊習を與へざらんことを務むべきのみならず、又之をして、漸々欠乏に慣れしめ、自ら或るものを非拒することを得るに、

至らしめざるべからず。

湯本は、教育方法についてはヘルバートの教育学に倣い「管理・教授・訓練」の説をとっており、教育方法の三部門の一つとして「養護」を挙げるには至っていない。その上で、以上のような「養護は、教育的方便の第一である。」とした。教育的方便とは「児童の身心の発達上に、影響を與ふる所の諸事物」のすべて、特に「一定の教育目的を達するに必要なる、教育者の合式的作用」のあるものとしつつ、教育方法とは区別していた。

4. ヘルバート学派教育学から社会的教育学へ —教育方法の一部門としての「養護」へ

1) トイシェル（トイセル）の教育学

教育方法の三部門を「養護・教授・訓練」と示した学者として、社会的教育学説をとるトイシェルが挙げられる⁵⁸⁾。

明治34年に出版された熊谷五郎編「教育学」は、トイシェルの「理論的教育学及び普通教育学」(明治29年)を紹介したものである⁵⁹⁾。この頃には、ヘルバート学派教育学は、教育の体系化という学究面での評価は継続するものの、個人主義的であることが批判されるようになり、社会の一員（国民）を養成する

表5 トイシェルによる「養護・教授・訓練」の内容

養護	養護は少年の生命及び身体の発達に心を用ふるものなり。其関係点はたゞ個人のみ、小児独り養護の尺度なり。小児の発達独り其目標なり。養護は父母の行ふべきものにして家庭の事業なり。養護論は衛生学の一部なり。衛生学は広大の学術にして養護論は之れか一部として教育的衛生学と称するを得。教育的衛生学中、学校衛生学最も重要なり。
教授	教授は知識技能の領得に心を用ふ。而して養護と等しく小児の稟賦を発達せしめんとす。即ち感官、手を練習せしめ知力を興奮し之れを強健ならしめんとす。而して教授は又たゞ精神の滋養品たるに止まらずして己れ自身に価値を有する精神的財産を子孫に伝附す。此故に教授は家庭以外に関係を有す。主観的要素と共に客観的要素重要なり。小児は教授の唯一の尺度にあらざるなり。
訓練	訓練は養護及び教授と等しく小児の稟賦の発達に心を用ふと雖、たゞ其道德の発達に心を用ふるものなり。訓練はたゞ少年の努力を指導せんとす。而して訓練は教授と等しく個人を超越する財産を交附す。即ち社会的財産を保存せんとす。されどたゞ之を個人に交附するに止まらず、また個人を社会に交附し編入す。児童の道德的稟賦は訓練の尺度なりと雖、其唯一の尺度にはあらざるなり。訓練論は狭義の教育学と称す。

ことを目指す社会的教育学が注目されるようになる^{60) 61)}。ドイツでの変化は、同じく国民教育を強調する日本でも受け入れられていったようである。トイシェルが示した三区分「養護・教授・訓練」を表5に示す⁶²⁾。トイシェルは、ヘルバートの区分中、「管理」は「訓練」と区別しない説をとったとされる。

トイシェルは、「教育は小児の身体生活の保存及び発達に注意することを以て始ま」り、規則的教授が子どもの養成上主要な位置を占めるようになっても「身体的生活を養護し、健康を維持促進し、身体上の能力、稟賦を発達せしめ鞏固ならしむること」を軽く考えてはならない、さもなければ「永く少年の生活全体を害す」ことになる。それ故「養護は教育の主要成分なり」と、教育における「養護」の重要性を述べた⁶³⁾。

教育方法の一部門に「養護」を位置づけたトイシェルも、「養護」の主たる責任は家庭に在ると考えていた。学校は家庭が十分に養護を行わないあるいは行うことができない場合に「好意的に小児の養護に心を用ふべし、学校はまた家庭の養護に干渉するも可なり」と述べており、いわゆる「体育」を除き、学校教育の果たす「養護」の役割は大きくなく、「教授、訓練」の果たす役割の方が大きいと考えていたようである。

2) 吉田熊次著「社会学的教育学講義」(明治37年)

「社会的教育学講義」は、明治36年に帝国教育会開設時に開催された講習会で吉田の講義内容をまとめたものである⁶⁴⁾。その中で、教育方法の三部門とはされていないが、「教育の大目的を達するに必要欠くべからざる手段」として「教授論」、「訓育論」、「養護論」を挙げているのでみてみる⁶⁵⁾。吉田は、教育は「心意活動の陶冶と共に身体の保護と発達とに注意する必要がある」とする。吉田も、「身体の養護即ち体育のことは、学校に於てよりも学校以外に於て為さる、仕事に属」し、学校で行われる教育上の養護の価値は「大にその重みを減ずる」としながらも、「学校における養護」について章を設けて述べた。

吉田は、養護の主要な目的は「社会的人物たるに必要な身体を造ること」にあるとした。そのためには「身体を保護して身体に危害を及ぼす者を避け、同時に出来る丈け発達せしめなければなら」ず、栄養、呼吸、運動、神経系統及び各種の感覚の各機関の系統に注意すること、具体的には栄養、呼吸、運動、清潔と適当な刺激に注意する必要があるとした。また、「学校に於ける養護は、積極的養護と消極的養護からなる」とした。積極的養護とは「積極的に被教育者の身体を発達せしむることを主とするもの」で、遊戯、体操、手工業などの仕事をすること等を挙げている。一方、消極的養護とは「被教育者の身体の危

害を避けしむることを主とすること」で、精神の疲労を避ける、適宜休息と適當な睡眠を取らせる、精神上の安慰を保たせることなどを挙げている⁶⁶⁾。

3) 森岡常蔵著「教育学精義」(明治39年)

明治30年代後半になると、日本人が我が国の教育に適応する教育学を論じる教育書が出版されるようになる。前出の吉田の著書もそこに含むことができるとも考えられるが、森岡もその初期の学者の一人である。森岡は明治32年より3年間、教授法研究のためにドイツに留学し、帰国後、東京高等師範学校で教授、文部省で督学官などを歴任している⁶⁷⁾。

森岡は、教育学を科学的に論ずる上で、ラインが教導学の中に養護学を加えたのは「従来のヘルバート派の論拠に一步を加えたもの」と一定の評価をしている。しかし、それでは不十分であり、トイシェルの三分法を妥当であるとして、「訓練と管理とを含めた者を訓育と云ひ以て教授・養護と対等に列挙」するとした⁶⁸⁾。本著書は、我が国の教育論の中での教育方法の三部門を「教授・訓練（訓育）・養護」であると明確に述べた初期のものであると思われる。

森岡は「養護論」の中で、養護について以下のように述べている⁶⁹⁾。

…知識は徳性と共に精神生活に関する事項であるが故に教授と訓育とは主として精神生活に関する陶冶であると云つて宜い。尚ほ精神生活に対して身体生活に関する陶冶、詳しく云へば身体の健康を保持し、体力を發揚・練磨することをも務めなければならぬ。これが即ち教育上養護の負担すべき任務である。養護が教授・訓育と相対して教育の目的を達する方便であることは前から屢述べた所である…。

そして、教育上の養護論の目的は、「精神が健全に保持せられるためには常に身体の健康を有すべきこと」と「精神の効を遺憾なく表はすためには体力が十分に發揚・練習せられてあるべきこと」の二点にあるとした。これらの目的を達するには「新鮮な空気を與へ滋養の有る食料を供し運動・休息を適當にすること等」と、「遊戯・体操等に依つて体力を練りまた感官即ち耳・目・鼻・口・触官を練習して精緻の度をも敏捷の度をも増進せしめること」が必要であるとした。その性質から、これらの内1つ目は多くは家庭内のことにつき、後の方は多くは学校に任せられるものであるが、「家庭でも学校でも機会ある毎に両方面に対して育しく注意すべきものたるを失はぬ」と述べている⁷⁰⁾。

同時に、森岡は「動もすれば、学校に於て余り身體健康上のことについて注意する」と教授時間が減じて為に必要な知識を十分に授けることが出来ないと云ふ反対説」があることに反論している。そして、そもそも「學問上研究の便利から」

教授、訓育、養護を部門を分けているが実際には相互に結合していると述べ、「教授、訓育、養護」が不可分であることを前提に、学校教育における教育方法の三部門の一つとして「養護論」について論じた⁷¹⁾。

これより後に日本人の学者により著される教育書は、森岡と同様、教育方法を「教授・訓練・養護」の三部門から述べたものが多い⁷²⁾⁻⁷⁶⁾。

5. 「師範学校教授要目」の指定

－教育方法学の三部門「教授・訓練・養護」の確立

明治40年の師範学校令の改訂の後、明治43年に「師範学校教授要目」が出された。師範学校規程（明治40年改訂）第九條に、師範学校においては「教育は教育に関する一般の知識を得しめ特に小学校教育の旨趣方法を詳にし教育の技能を習得せしめ兼て教育者たるの精神を養ふを以て要旨とす」とされ、心理及び論理の大要、教育の理論、教授法及保育法の概説、近世教育史の大要、教育制度、学校管理法、学校衛生を授け、教育実習を課すとあった。学校衛生については、既に師範学校規程に学ばなければならないことが示されていた。「師範学校教授要目」では、師範学校で学ぶ内容についてさらに詳細に示された。師範学校の第三学年において「教育の理論 教授法及保育法」の中で、「教授」、「訓練」についてとともに「養護の目的 児童身体の発達 養護の方法」について学ぶことになった⁷⁷⁾。さらに、教科である「博物」では「生理」として、人体の構造や衛生について、54細目からなる学習項目が挙げられた⁷⁸⁾。

おわりに

本研究では、ヘルバート学派の教育学説に始まる三区分からなる教育方法学の体系化を背景として、「養護学」が教育方法の一部門に位置づけられる過程を、明治期の資料を探った。その結果、明治早期に導入された三育思想や明治期の国民教育の目的にもかかわって、身体面に対する教育を重視する考え方方が我が国の教育理念の中にあったことが、「養護」を教育方法の一部門に位置づけた要因となったことがみえてきた。

今後は、さらに調査対象を広げ、この度は取り上げることのできなかった「特別養護」との関係も含めて、「養護・養護学」の教育学における位置について検討する。また、「国民学校令施行規則」に「教授、訓練、養護ノ分離ヲ避ケベシ」と挙げられた「養護」と「養護訓導」との関わりについても調査したい。

参考文献

- 1) 政宗敦夫編：易林本節用集解題、p.138、日本古典全集刊行会、1929。「易林本節用集」は、1597年発行の通俗字書である。原本にはページがつけられていない。
- 2) 勃尙著、菅野虎太訳：人体要論、p.830、九臘館、1881
- 3) 宇田川準一訳：物理全志、p.463、煙雨樓、1879
- 4) 内閣官報局：官報第3797号、明治29年2月28日発行、p.536、1896
- 5) 松村明・三省堂編修所編：大辞林 第三版、p.2608、三省堂、2006
- 6) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第二版＞、p.6、2012
- 7) 厚生労働省：保育所保育指針、平成20年3月
- 8) 内閣府・文部科学省・厚生労働省：幼保連携型認定こども園教育・保育要領、平成26年4月
- 9) 文部省：学制百年史（記述編）、p.117-119、ぎょうせい、1972
- 10) 前掲書9)、p.136-145、184-185
- 11) 日本近代教育史事典編集委員会：日本近代教育史事典、p.589 - 590、平凡社、1971
- 12) 前掲書11)、p.591
- 13) 伊澤修二：教育学、貢無し、1883、白梅書屋
- 14) 能勢栄：教育学、金港堂、1889
- 15) 前掲書11)、p.601
- 16) 海後宗臣：海後宗臣著作集 第7巻 日本教育史研究I、「日本教育小史 六、近代教育学説の發展」（日本放送出版協会、1940）、p.90、東京書籍、1980
- 17) 前掲書14)、p.86-87
- 18) 前掲書14)、p.106-110
- 19) 前掲書14)、「体育論」p.1-68。頁は通し番号ではなく、各論毎に新しく振られている。
- 20) 三木とみ子編：三訂 養護概説、p.1、ぎょうせい、2005
- 21) 岡田加奈子・河田史方宝編著：養護教諭のための現代の教育ニーズに対応した養護学概論、p.12-14、東山書房、2016
- 22) 前掲書11)、p.596
- 23) 前掲書11)、p.595-596
- 24) 国立教育研究所：日本近代教育百年史 第4巻 学校教育2、p.198-199、文唱堂、1974
- 25) 唐澤富太郎編著：図説教育人物事典 上巻、p.655-657、ぎょうせい、1984
- 26) 前掲書11)、p.596
- 27) 前掲書24)、p.189-199
- 28) 前掲書11)、p.595
- 29) ヘルバート原著、藤代楨輔訳述：獨逸へるばると教育学、p.7、34、成美堂、1895
- 30) 前掲書24)、p.982
- 31) リンドネル著、湯原元一訳補：倫氏教育学（フリヨーリヒ増補）、p.240-241、金港堂、1893

- 32) 前掲書31)、p.244-246
- 33) 伊澤修二：学校管理法、盛松書館、1882
- 34) 多田房之助著：新撰実用学校管理法、大成館、1890
- 35) 尺秀三郎：新編実用教育学 第四版、p.236-246、大日本図書株式会社、1896
- 36) ケルン原著、沢柳政太郎・立花銑三郎合訳：格氏普通教育学、p.209-242、富山房書店、1893
- 37) 前掲書31)、p.26
 *ただし、目次には、「人体の摂養及びその養成」とあり、訳語に混乱がみられる。
 同じ部分を、英訳された本書から訳述した稻垣末松（「麟氏普通教育学」、1893）
 は、「衛生即ち人體の健養及び發達（体操）」と訳している。「養護（学）」「身體養
 護」は、ドイツ語の原著では、「Pflege」「Körperpflege」である。この語について
 もまた、訳語が一定していなかったようである。
- 38) 前掲書31)、緒言 p.3-4
- 39) 前掲書31)、p.45
- 40) リンドネル著、稻垣末松訳：麟氏普通教育学（フリヨーリヒ増補）、緒言 p.13-15、吐
 凤堂、1893
- 41) ライン著、能勢栄訳註：萊因氏教育学、p.59、金港堂、1895
- 42) 前掲書41)、p.49-50
- 43) 前掲書41)、p.66
- 44) ライン著、湯本武比古訳：ラインの教育学原理、p.120、紅梅書店、1896
- 45) 前掲書41)、p.219
- 46) 前掲書41)、目次 p.2
- 47) 前掲書44)、目次 p.4
- 48) 前掲書44)、p.224-225
- 49) 前掲書44)、p.234
- 50) 前掲書44)、p.225-229
- 51) 波多野貞之助：教育学書解説、p.154-156、育成会、1901
- 52) 前掲書51)、p.38
- 53) 前掲書51)、p.159-167
- 54) 大瀬甚太郎：教育学、序言 p.2-3、金港堂、1891
- 55) 前掲書55)、p.21-32
- 56) 湯本武比古：新編教育学、p.11、普及社、1894
- 57) 前掲書57)、p.19-52
- 58) 森岡常蔵：教育学精義、p.185、同文館、1906
- 59) 熊谷五郎編：教育学、凡例発則 p.1、博文館、1901
- 60) 前掲書60)、p.11-12
- 61) 前掲書11)、p.595、597
- 62) 前掲書60)、p.27-29
- 63) 前掲書60)、p.36-39

- 64) 吉田熊次：社会的教育学講義、緒言 p.1、金港堂、1904
- 65) 前掲書64)、p.175-176
- 66) 前掲書64)、p.439-471
- 67) 前掲書25)、p.725-726
- 68) 前掲書59)、p.184-186、
- 69) 前掲書59)、p.637
- 70) 前掲書59)、p.647-648
- 71) 前掲書59)、p.648-655
- 72) 稲垣末松著：近世教育学、元元堂書房、1907
- 73) 波多野貞之助著：教育学 附学校管理法、寶文館、1907
- 74) 湯本武比古、中澤忠太郎共編：教育学教科書、東京開発社、1910
- 75) 小平高明：応用教育学、目黒書店、1910
- 76) 下田次郎：教育学、同文館、1910
- 77) 啓成社：師範学校規定並教授要目、p.7、49、啓成社、1910
- 78) 前掲書77)、p.77-78